

# 第151回 定時株主総会招集ご通知

開催日時▶平成26年6月27日(金曜日)午前10時

議決権行使期限▶平成26年6月26日(木曜日)午後5時45分まで

## CONTENTS

第151回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	4
議案および参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策 (買収防衛策)更新の件	
(添付書類)	
事業報告	24
連結計算書類	50
計算書類	53
監査報告書	56

 住友大阪セメント株式会社

証券コード：5232

株 主 各 位

(証券コード 5232)  
平成26年6月5日  
東京都千代田区六番町6番地28  
**住友大阪セメント株式会社**  
取締役社長 関根 福一

## 第151回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第151回定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後掲の株主総会参考書類をご検討下さいます、2頁および3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、来る平成26年6月26日（木曜日）午後5時45分までに議決権をご行使賜りたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月27日（金曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都千代田区六番町6番地28  
当社本社2階会議室  
(末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい。)

### 3. 目的事項 報告事項

- 第151期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第151期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<http://www.soc.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.soc.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

### 株主総会にご出席いただく場合



**株主総会開催日時** 平成26年6月27日(金曜日)午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さい。(ご捺印は不要です)  
なお、株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

### 書面にて行使いただく場合



**行使期限** 平成26年6月26日(木曜日)午後5時45分必着

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

### インターネットにて行使いただく場合



**行使期限** 平成26年6月26日(木曜日)午後5時45分まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使ウェブサイトアドレス

<http://www.web54.net>



※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。  
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認下さい。  
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

▶ インターネット等による議決権行使のご案内についてはP3をご参照下さい。

## インターネット等による議決権行使

### (1) 議決権行使のお取扱いについて

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

### (2) パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
- ② パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- ③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### (3) パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- ① 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電 話】 ☎ 0120 (652) 031  
(受付時間 9:00~21:00)

- ② その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
  - ア 証券会社に口座をお持ちの株主様  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。
  - イ 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）  
三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
【電話】 ☎ 0120 (782) 031  
(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

## 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「C」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業環境等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。なお、当期は、中間配当金として1株につき2.5円をお支払いしたことから、年間の配当金は1株につき5円となり、前期同様1株につき5円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2.5円 総額1,040,329,955円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日

## 第2号議案 取締役7名選任の件

平成25年6月27日開催の当社第150回定時株主総会において選任いただいた取締役（7名）のうち、桂知行氏が平成26年3月31日をもって辞任し、他の取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有当社株式数
①	再任 関根福一 (昭和26年5月20日生)	昭和50年4月 当社入社 平成16年6月 取締役 平成18年6月 常務執行役員 平成23年1月 代表取締役 平成23年1月 取締役社長 (現在に至る。) (現在に至る。)	103,000株
②	再任 中尾正文 (昭和24年7月14日生)	昭和50年4月 当社入社 平成16年6月 取締役 平成18年6月 執行役員 平成19年6月 常務執行役員 平成20年1月 赤穂工場長 平成20年6月 取締役 平成24年6月 専務執行役員 平成26年4月 代表取締役 (現在に至る。) (現在に至る。) (現在に至る。) [生産技術部、設備部、国際部、知的財産部、環境事業部、セメント・コンクリート研究所各担当]	35,000株
③	再任 藤末亮 (昭和26年8月9日生)	昭和49年4月 当社入社 平成16年6月 取締役 平成18年6月 執行役員 平成19年6月 常務執行役員 平成19年10月 東京支店長 平成20年6月 取締役 平成25年6月 専務執行役員 平成26年4月 代表取締役 (現在に至る。) (現在に至る。) (現在に至る。) [総務部、セメント営業管理部、物流部各担当]	28,000株
④	再任 向井克治 (昭和29年11月25日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年10月 光電子事業部長 平成18年6月 執行役員 平成20年6月 光電子事業部長兼新規技術研究所長 平成22年6月 常務執行役員 平成22年6月 新規技術研究所長 平成24年6月 取締役 (現在に至る。) (現在に至る。) (現在に至る。) [光電子事業部、新材料事業部、新規技術研究所各担当]	25,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有当社株式数
⑤	再任 すが ゆう し 菅 雄 志 (昭和27年6月19日生)	昭和51年4月 当社入社 平成18年6月 管理部長 平成19年6月 執行役員 平成23年2月 企画部長兼管理部長 平成23年6月 常務執行役員 (現在に至る。) 平成24年6月 取締役 (現在に至る。) [法務室、人事部、企画部、管理部、資材部各担当]	28,212株
⑥	新任 よし とみ いさお 吉 富 功 (昭和30年1月22日生)	昭和54年4月 当社入社 平成21年6月 鋳産品事業部長 平成23年6月 執行役員 (現在に至る。) 平成25年6月 電池材料事業部長 (現在に至る。) [電池材料事業部担当]	20,000株
⑦	再任 社外 さい だ くにとろう 齊 田 國太郎 (昭和18年5月4日生)	昭和44年4月 検事任官 平成15年2月 高松高等検察庁検事長 平成16年6月 広島高等検察庁検事長 平成17年8月 大阪高等検察庁検事長 平成18年5月 弁護士登録・開業 (現在に至る。) 平成20年6月 当社取締役 (現在に至る。) [重要な兼職の状況] 株式会社ニチレイ社外監査役 平和不動産株式会社社外取締役 キヤノン株式会社社外取締役	17,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、平成18年6月に執行役員制度を導入しております。  
3. 齊田國太郎氏は、社外取締役候補者であります。  
4. 齊田國太郎氏を社外取締役候補者とした理由は、大阪高等検察庁等の検事長を歴任され、他の会社の社外取締役および社外監査役に就任されていることによる優れた見識と幅広い経験を生かし、かつ、客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。  
5. 齊田國太郎氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。  
6. 齊田國太郎氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。  
7. 齊田國太郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 保坂庄司氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有当社 株式数
<p>再任 社外</p> <p>ほ さか しょう じ 保 坂 庄 司 (昭和21年 5月28日生)</p>	<p>昭和44年 4月 三井物産株式会社入社            平成 6年 6月 MITSUI CHILE LTDA.社長            平成10年 8月 株式会社一冷（現プライフーズ株式会社）取締役社長            平成14年10月 三井物産株式会社検査役            平成17年 6月 三井石油開発株式会社監査役            平成21年 6月 同社監査役退任            平成22年 6月 当社監査役            (現在に至る。)</p>	<p>5,000株</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 保坂庄司氏は、社外監査役候補者であります。
3. 保坂庄司氏を社外監査役候補者とした理由は、他社の取締役・監査役を歴任されたことなどによる優れた見識・経験を生かし、かつ、客観的立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
4. 保坂庄司氏は、過去において、当社と取引のある三井物産株式会社に所属しておりましたが、当該取引の規模は、当社および同社の事業規模に比して僅少であり、平成25年度における当社売上高に対する同社への売上高の割合および当社売上原価に対する同社からの仕入高の割合は、いずれも0.1%未満であることから、独立性を十分に有しております。
5. 保坂庄司氏が当社社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
6. 保坂庄司氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
7. 保坂庄司氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## 第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成20年6月27日開催の当社第145回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為への対応策を導入いたしました。また、平成23年6月29日開催の当社第148回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、その内容を一部改定したうえで、更新しております（更新後の当社株式の大規模買付行為への対応策を、以下「現プラン」といいます。）。現プランの有効期間は、本総会の終結時までとなっております。

当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、現プランの更新の是非を含め、その在り方について検討してまいりました。

その結果、平成26年5月13日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されているものをいい、単に以下「基本方針」といいます。）に基づき、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、現プランの内容を一部改定したうえで更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを以下「本プラン」といいます。）を決議いたしました。なお、本更新につき、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、監査役全員から賛同を得ております。

本議案は、本更新について、出席株主の皆様の議決権の過半数の賛成によるご承認をお願いするものであります。

本更新に伴い、一部の表現について明確化するなどの所要の修正を行いました。目的や基本的な仕組みに変更はありません。

### 1. 本プラン導入の目的

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様全体のご意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主の皆様様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交

渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないとは判断します。

本プランは、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして引き続き導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付け等が行われた場合でも、その大規模な買付け等の目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとは考えておりません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付け等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付け等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの等、買収の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもありえます。

そこで、当社は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われる場合に、株主の皆様が適切にご判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模な買付けを行う者との交渉が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えています。そのため当社は、本プランにおいて大規模な買付行為を行う際の情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、上記の基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本更新をすることといたしました。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付け

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループ<sup>(注1)</sup>の議決権割合<sup>(注2)</sup>を20%以上とすることを目的とする当社株券等<sup>(注3)</sup>の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者等」といいます。)とします。

(注1) 特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、または、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）

を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）、または、

(ii) 特定株主グループが注1の(ii)記載の場合は、当該買付け等を行う者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。

株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

### 3. 特別委員会の設置

当社取締役会は、大規模買付ルールに則った手続の進行ならびに当社の株主の皆様の利益および当社の企業価値を守るために適切と考える方策を取る場合におけるその判断の合理性および公正性を担保するため、現プランと同様に特別委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、当社取締役会から独立した機関として特別委員会を設置します。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社社外取締役、当社社外監査役および社外有識者<sup>(注4)</sup>の中から選任いたします。特別委員会を構成する委員につきましては、本更新後すみやかに選任いたしますが、本更新当初の特別委員会の委員候補者の氏名および略歴につきましては、別紙2に記載のとおりです。

特別委員会は、大規模買付者等に対し、大規模買付情報（後記4.(2)において定義されます。）の内容が必要

情報として不十分であると判断した場合には、必要情報を追加的に提出するよう当社取締役会を通して求めることができます。また、特別委員会は、当社取締役会から対抗措置の発動の是非について諮問を受けた日から原則として30日間が経過する日まで（取締役会評価期間（後記4.（3）において定義されます。）中の期間とし、以下「特別委員会検討期間」といいます。）に、大規模買付行為を評価・検討し、特別委員会としての意見を当社取締役会に対して勧告するものとします。なお、特別委員会が特別委員会検討期間満了時まで、対抗措置の発動の是非につき勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、大規模買付者等の買付け等の内容の検討、当該大規模買付者等との交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（30日を上限とします。）で、特別委員会検討期間を延長できるものとします（この延長がなされた場合には、後記4.（3）のとおり、取締役会評価期間も当該延長された期間を上限に延長することがあります。）。

特別委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて当社経営陣から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとします。

特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

（注4） 社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

#### 4. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

また、本プランの概要をフローチャートで示すと別紙3のとおりです（なお、フローチャートにおいて用いられている用語は、適宜、本議案において定義します。）。

##### （1）大規模買付者等による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者等が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者等の名称、住所
- ② 設立準拠法

- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

当社取締役会が大規模買付者等から意向表明書を受領した場合は、すみやかにその旨および必要に応じその内容について公表します。

## (2) 大規模買付者等による必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者等から当社取締役会に対して、株主の皆様のご判断および取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者等に交付し、大規模買付者等には、本大規模買付情報のリストに従い、本大規模買付情報を当社取締役会に日本語で記載された書面にて提出していただきます。大規模買付情報の一般的な項目は、以下のとおりです。なお、その具体的内容は、大規模買付者等の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 大規模買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループ（以下「当社ら」といいます。）の事業と同種事業についての経験の有無を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的および内容（買付対価の種類・価額、買付けの時期・方法その他の買付条件およびその適法性、関連する取引の仕組み、ならびに買付けおよび関連する取引の実現可能性を含みます。）
- ③ 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け（資金の供与者の名称その他の概要、調達方法、関連する取引を含みます。）
- ④ 大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、役員候補、当社らの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策および当該施策が当社らの企業価値を向上させる根拠
- ⑤ 当社らの従業員、取引先、顧客その他の利害関係者と当社らとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、大規模買付情報のリストの発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が大規模買付者等に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者等が

大規模買付情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者等とのやり取りを終了し、ただちに取締役会評価期間を開始するものとします。但し、大規模買付者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします。他方、当社取締役会は、大規模買付者等から提供していただいた情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと客観的・合理的に判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、ただちに情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。また、当社取締役会は、大規模買付者等に対して大規模買付情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大規模買付者等による情報提供に期限を設定する場合があります。

当社取締役会に提供された大規模買付情報は、ただちに特別委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

### (3) 取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者等が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。但し、特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会の勧告を受けて、延長された期間と同一期間を上限に延長することがあります。取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会の勧告のほか、必要に応じて独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

また、必要に応じ、大規模買付者等との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

### (1) 大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、あるいは代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者等の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の①から⑥のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとることがあります。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者等の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。）
- ⑥ 買付けが行われる時点での法令等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらすおそれのある買付け等であると明らかに認められている買付けと判断される場合

## (2) 大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合で、かつ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために必要であるときには、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することとします。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。なお、当社取締役会が具体的対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は別紙4に記載のとおりですが、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条項を設けることがあります。また、大規模買付者等に対して金銭の交付を行いません。

## (3) 対抗措置の発動の手續

本プランにおいては、上記(1)に記載のとおり、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。一方、上記(1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合および上記(2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、まず当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か等を十分検討したうえで対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。なお、特別委員会は、あらかじめ当該発動に関して株主の皆様のご意思を確認するべき旨の留保を当該勧告に付すことができるものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非を判断するにあたり、特別委員会の勧告を最大限尊重します。

## (4) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、対抗措置の発動勧告について、上記(3)に従い、特別委員会が対抗措置の発動に関してあらかじめ株主の皆様のご意思を確認するべき旨の留保を付した場合であって、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし株主の皆様のご意思を確認することが適切と判断する場合には、実務上可能な限りすみやかに株主総会（かかる株主総会を以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従います。

大規模買付者等は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当社取締役会が株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置の発動の是非の決議を行うまでは、大規模買付行為を開始することはできないものとします。また、株主意思確認総会が招集されない場合には、取締役会評価期間の経過後にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

#### (5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者等が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の助言、意見または勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者等が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を受け、たうえて、効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当て等の中止、または新株予約権無償割当て後において行使期間開始日前日までの間は、当該新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに、法令および当社が上場する株式会社東京証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示を行います。

## 6. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記5. において述べたとおり、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者等の動向にご注意ください。

## (2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、前記5. に記載した対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する株式会社東京証券取引所の上場規則等に従って、当該決定について適時・適切に開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当てを行う場合は、当社が当該新株予約権の取得の手続を取ることで、大規模買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。但し、当社が新株予約権を取得する日までに、大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただけない株主の皆様（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限りです。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当てを受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。また、特別委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不測の損害が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者等が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合、当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令および当社が上場する株式会社東京証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

## 7. 本プランの適用開始、有効期間および廃止等

本プランは、本総会での承認により発効することとします。なお、有効期間につきましては、本総会の終結時から平成29年6月開催予定の第154回定時株主総会の終結時までとします。

本プランは、本総会により承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて更新、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきましてすみやかに公表します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、株式会社東京証券取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合等には、必要に応じて特別委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正または変更する場合があります。

以 上

## 特別委員会規程の概要

### 1. 設置

特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

### 2. 構成員

特別委員会は、当社取締役会により委嘱を受けた社外取締役、社外監査役、社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者など）のいずれか3名以上で構成される。

### 3. 任期

特別委員会の委員（以下「特別委員」という。）の任期は、本プランの有効期間と同一とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

### 4. 特別委員会の委員長・議長

特別委員会の委員長は、各特別委員の互選により選定され、また特別委員会の議長となる。

### 5. 決議要件

特別委員会の決議は、原則として、特別委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、特別委員の全員が出席できない事情がある場合には、特別委員会の決議は、特別委員の過半数が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

## 6. 決議事項

特別委員会は、原則として、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、各特別委員は、当該決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大規模買付者等および当社取締役会が特別委員会に提出すべき情報とその提出期限
- ② 取締役会評価期間および特別委員会検討期間の延長
- ③ 本プランにかかる対抗措置の発動の是非（大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するか否か、および株主意思確認総会招集の要否の判断を含む。）
- ④ 本プランにかかる対抗措置の中止または撤回
- ⑤ 本プランの変更、修正および廃止
- ⑥ その他本プランに関連し、当社取締役会が諮問した事項

## 7. 専門家等の助言

特別委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社経営陣から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができる。

以上

## 本更新当初の特別委員会の委員候補者の氏名および略歴

1. 氏名：齊田 國太郎（さいだ くにたろう）

生年月日：昭和18年5月4日生

<略歴>

平成15年2月 高松高等検察庁検事長

平成16年6月 広島高等検察庁検事長

平成17年8月 大阪高等検察庁検事長

平成18年5月 弁護士登録・開業（現在に至る。）

平成20年6月 当社 社外取締役（現在に至る。）

※齊田國太郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

※同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 氏名：渡邊 明（わたなべ あきら）

生年月日：昭和6年1月17日生

<略歴>

平成6年7月 九州工業大学名誉教授（現在に至る。）

平成13年7月 九州共立大学学長

平成17年7月 九州共立大学学長退任

平成19年6月 当社 社外監査役

平成23年6月 当社 社外監査役退任

※渡邊明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 氏名：柿本 壽明（かきもと としあき）

生年月日：昭和16年4月9日生

<略歴>

平成10年1月 株式会社日本総合研究所副社長

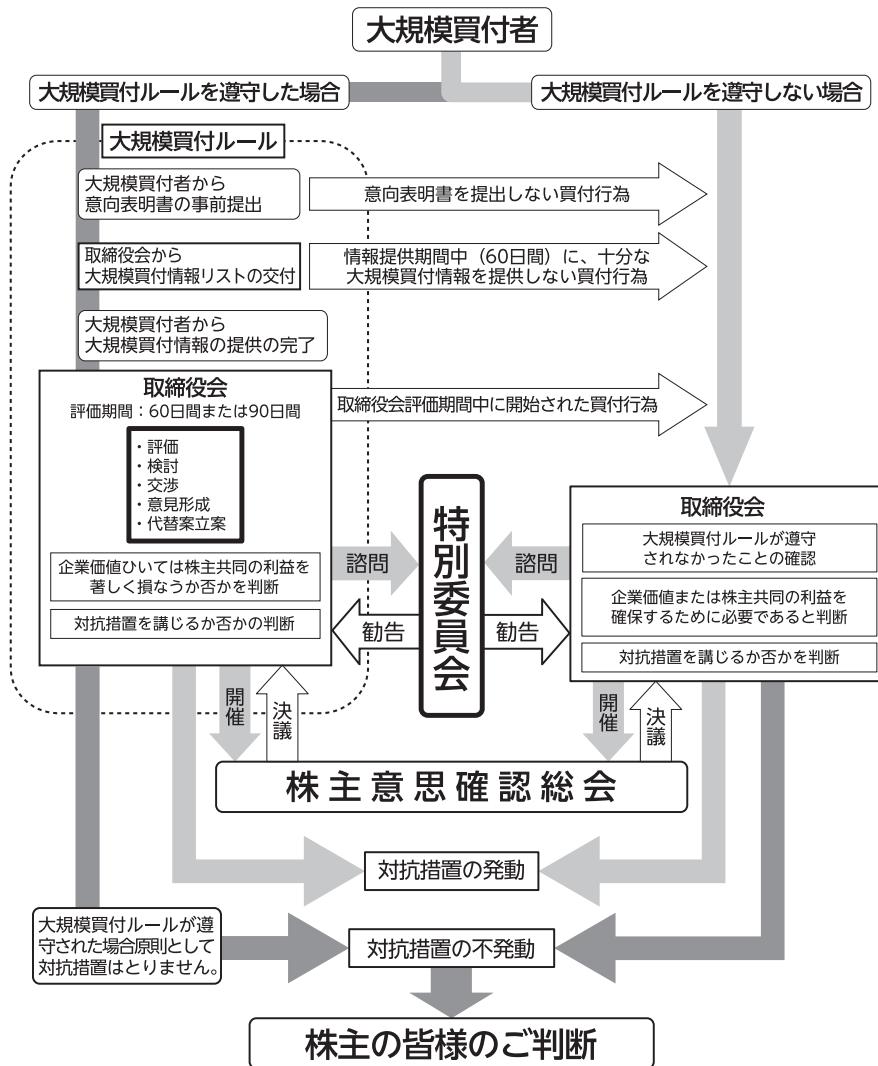
平成12年6月 株式会社日本総合研究所理事長

平成16年6月 株式会社日本総合研究所シニアフェロー（現在に至る。）

※柿本壽明氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

本プランの概要(注)【ご参考】



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続を示したものではありません。詳細につきましては、本文をご参照ください。

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、同時点において、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権取得については、当社取締役会の承認を要することとする。

### 6. 新株予約権の行使条件・取得条項

大規模買付者等を含む特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下「新株予約権の行使が認められない者」という。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。また、この行使条件のために新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがあり、当該取得に関する条項は、当社取締役会にて別途定めるものとする。なお、大規模買付者等に対して金銭の交付を行わないものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

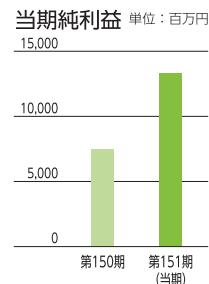
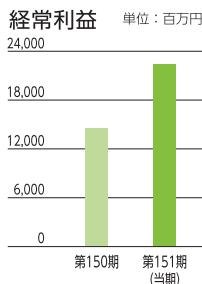
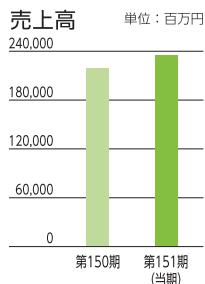
当期におけるわが国経済は、政府の経済対策等に支えられた建設投資の増加に加え、設備投資の持ち直しや個人消費の増加等を背景とし、緩やかな回復の動きが見られました。

セメント業界におきましては、東日本大震災の復興需要に加え、全国的な防災・減災関連需要の増加等により官公需が押し上げられ、民間住宅投資・民間設備投資の増加により民需も増加したことから、セメント国内需要は、前期を7.0%上回る47,705千トンとなりました。一方、輸出は、前期を11.7%下回りました。この結果、輸出分を含めた国内メーカーの総販売数量は、前期を3.9%上回る55,455千トンとなりました。

このような情勢の中で、当社グループは、セメントをはじめとする各種製品の安定供給を推進するとともに、持続的発展を目指し、グループを挙げてコスト削減等への取り組みに注力いたしました。

以上の結果、当期の売上高は、セメント事業等で増収となったことから、235,078百万円と前期実績を7.3%上回りました。

損益につきましては、セメント事業等で増益となったことから、経常利益は、22,400百万円と前期に比べ7,788百万円の増益となり、また、当期純利益は、13,331百万円と前期に比べ5,870百万円の増益となりました。



事業別の概況は、次のとおりであります。

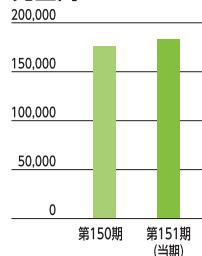
## セメント事業

販売数量が前期を上回ったことから、売上高は、183,188百万円と前期に比べ7,342百万円(4.2%)増となりました。また、営業利益は、リサイクル原燃料の利用拡大をはじめとする生産コスト等の削減により、16,575百万円と前期に比べ4,430百万円(36.5%)増となりました。

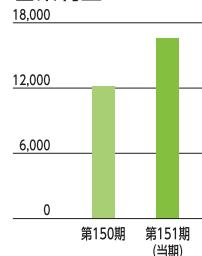
### 主要な事業内容

普通ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント、中庸熱ポルトランドセメント、低熱ポルトランドセメント、高炉セメント、フライアッシュセメント、各種低熱セメント、セメント系固化材、生コンクリート、電力の供給、原燃料リサイクル

売上高 単位：百万円



営業利益 単位：百万円



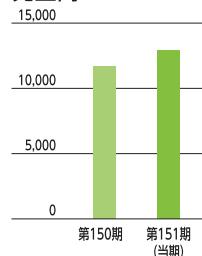
## 鉱産品事業

海外の鉄鋼向け石灰石および骨材の販売数量が増加したことなどから、売上高は、12,937百万円と前期に比べ1,228百万円(10.5%)増となり、営業利益は、採掘コストが改善したことなどから、1,292百万円と前期に比べ357百万円(38.3%)増となりました。

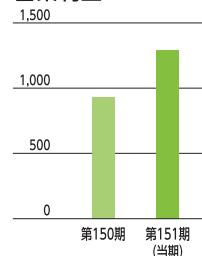
### 主要な事業内容

石灰石、ドロマイト、タンカル、骨材、シリカ微粉、石灰

売上高 単位：百万円



営業利益 単位：百万円



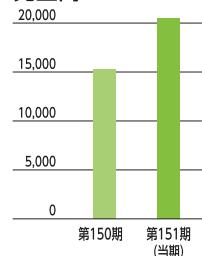
## 建材事業

民間の地盤改良工事が増加したことに加え、コンクリート構造物補修・補強材等の販売数量が増加したことから、売上高は、20,468百万円と前期に比べ5,181百万円(33.9%)増となり、営業利益は、原材料費等のコスト削減により、1,793百万円と前期に比べ1,496百万円(502.9%)増となりました。

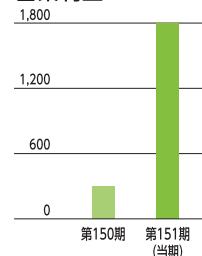
### 主要な事業内容

コンクリート構造物補修・補強材、高強度コンクリート用混和材、セメント系可塑性注入材、重金属汚染対策材、海洋製品(魚礁・藻場礁)、電気防食工法、各種地盤改良工事、各種コンクリート構造物補修・補強工事、プレストレストコンクリート(PC)製品、PC橋梁工事、各種ヒューム管

売上高 単位：百万円



営業利益 単位：百万円



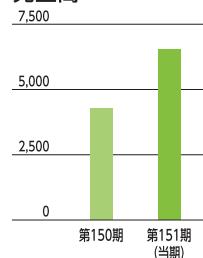
## 光電子事業

新伝送方式用光通信部品の販売数量が増加したことから、売上高は、6,545百万円と前期に比べ2,288百万円（53.8%）増となり、営業利益は、1,101百万円と前期に比べ1,120百万円増となりました。

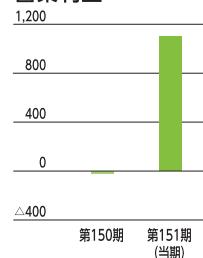
### 主要な事業内容

光通信部品、光計測機器、光送受信機

売上高 単位：百万円



営業利益 単位：百万円



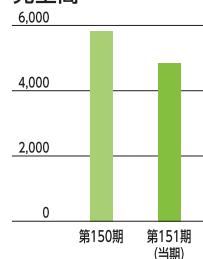
## 新材料事業

高機能フィルム事業の見直しにより、PDP（プラズマディスプレイパネル）用フィルターの生産・出荷を終了したことなどから、売上高は、4,852百万円と前期に比べ982百万円（16.8%）減となったものの、半導体製造装置向け電子材料の販売数量が増加したことに加え、コスト削減に努めたことなどから、営業利益は、701百万円と前期に比べ126百万円（21.9%）増となりました。

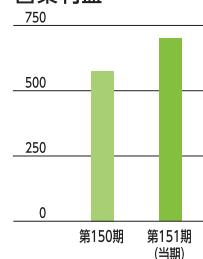
### 主要な事業内容

各種セラミックス製品、各種ナノ粒子材料、抗菌剤、熱線遮蔽フィルム、電磁波遮蔽フィルム、化粧品材料、防汚材料、各種機能性塗料

売上高 単位：百万円



営業利益 単位：百万円



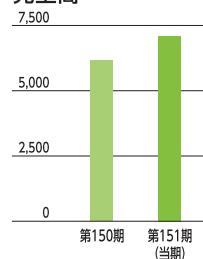
## その他事業

エンジニアリング事業において電気設備工事が増加したことに加え、ソフトウェア販売事業において販売件数が増加したことなどから、売上高は、7,085百万円と前期に比べ937百万円（15.2%）増となったものの、電池材料事業において量産体制構築に伴う費用が発生したことなどから、営業利益は、51百万円と前期に比べ16百万円（24.9%）減となりました。

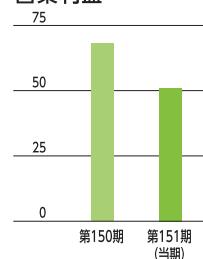
### 主要な事業内容

不動産賃貸、エンジニアリング、ソフトウェア開発、二次電池正極材料

売上高 単位：百万円



営業利益 単位：百万円



## (2) 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は、17,587百万円であり、その主な内容は、以下のとおりであります。

当社伊万里SS（サービス・ステーション）：機能維持・更新工事	（当期完了）
スミセ海運㈱：セメントタンカー（8,000t積1隻）建造	（当期完了）
スミセ海運㈱：セメントタンカー（5,600t積1隻）建造	（当期末現在継続中）
タイヨウ汽船㈱：セメントタンカー（2,000t積1隻）建造	（当期末現在継続中）

## (3) 資金調達の状況

当期は、増資、社債発行などによる特別の資金調達はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、引き続き世界景気の下振れ等のリスクは存在するものの、政府の経済対策等により、回復基調が継続することが期待されます。

セメント業界におきましては、民需は、引き続き民間設備投資の増加が見込まれるものの、民間住宅投資の減少が予想されることから、前年並みで推移するものと思われます。また、官公需も、震災復興需要や全国的な防災・減災関連需要等が前年並で推移することが見込まれることから、内需は、ほぼ横這いで推移するものと思われます。

当社グループは、このような情勢のもと、セメント事業におきましては、国内においては、需要の変動に対応した柔軟な生産・販売・物流体制の確立による安定供給の推進に注力するとともに、販売価格の適正化に努めてまいります。また、海外においては、成長が見込まれる地域への進出を引き続き模索してまいります。その他の事業におきましては、生産・販売の海外展開、経営資源の重点的な配分等、事業規模の拡大および収益の向上のための諸施策を推進してまいります。

さらには、コンプライアンスの徹底を引き続き推進するとともに、当社グループにとって社会的使命であるリサイクル原燃料の活用による循環型社会構築への貢献および環境負荷の低減に、今後とも継続的に取り組んでいく所存であります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成22年度 (第148期)	平成23年度 (第149期)	平成24年度 (第150期)	平成25年度 (当期)
売上高 (百万円)	201,220	217,044	219,083	235,078
経常利益 (百万円)	5,949	7,666	14,612	22,400
当期純利益 (百万円)	1,339	3,645	7,460	13,331
1株当たり当期純利益 (円)	3.22	8.76	17.92	32.03
総資産 (百万円)	311,696	309,890	315,734	325,328
純資産 (百万円)	129,113	131,782	142,976	154,821

- (注) 1. 平成22年度 (第148期) は、セメント事業、鉱産品事業等で増収となったことから増収増益となりました。
2. 平成23年度 (第149期) は、セメント事業等で増収となったことから増収増益となりました。
3. 平成24年度 (第150期) は、セメント事業等で増収となったことから増収増益となりました。
4. 平成25年度 (当期) は、前記 (1) 事業の経過およびその成果に記載いたしましたとおり、セメント事業等で増収となったことから増収増益となりました。
5. 過年度における不適切な会計処理が判明したことにより、金融商品取引法の規定に基づく過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を平成24年2月に提出いたしました。

(ご参考) 上記訂正報告書の内容を反映させた場合の「企業集団の財産および損益の状況の推移」

区 分	平成22年度 (第148期)
売上高 (百万円)	201,644
経常利益 (百万円)	5,262
当期純利益 (百万円)	920
1株当たり当期純利益 (円)	2.21
総資産 (百万円)	310,746
純資産 (百万円)	128,541

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成22年度 (第148期)	平成23年度 (第149期)	平成24年度 (第150期)	平成25年度 (当期)
売 上 高 (百万円)	132,605	139,080	140,034	150,320
経 常 利 益 (百万円)	4,455	6,283	12,748	18,587
当 期 純 利 益 (百万円)	1,160	2,986	7,028	10,407
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	2.79	7.17	16.88	25.01
総 資 産 (百万円)	270,030	266,503	272,136	279,067
純 資 産 (百万円)	114,836	116,815	127,458	136,681

(注) 過年度における不適切な会計処理が判明したことにより、金融商品取引法の規定に基づく過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を平成24年2月に提出いたしました。

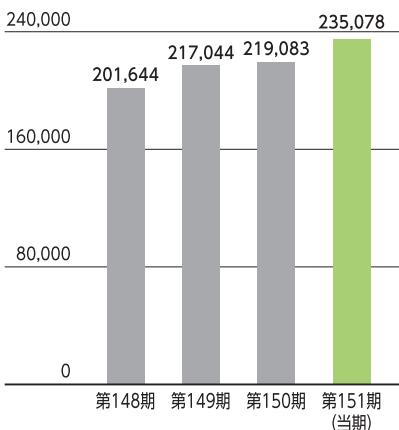
(ご参考) 上記訂正報告書の内容を反映させた場合の「当社の財産および損益の状況の推移」

区 分	平成22年度 (第148期)
売 上 高 (百万円)	133,029
経 常 利 益 (百万円)	3,768
当 期 純 利 益 (百万円)	741
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	1.78
総 資 産 (百万円)	269,080
純 資 産 (百万円)	114,264

## 財務ハイライト(連結)

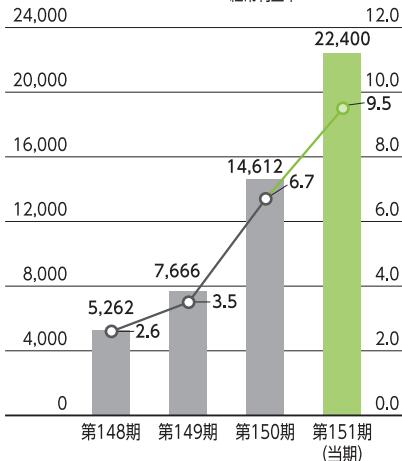
### 売上高

単位：百万円



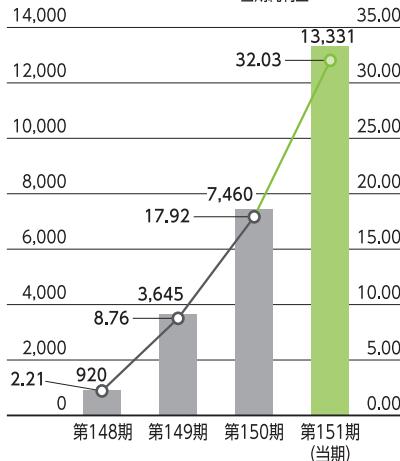
### 経常利益、売上高経常利益率

単位：百万円 ■ 経常利益 ○ 売上高経常利益率 単位：%



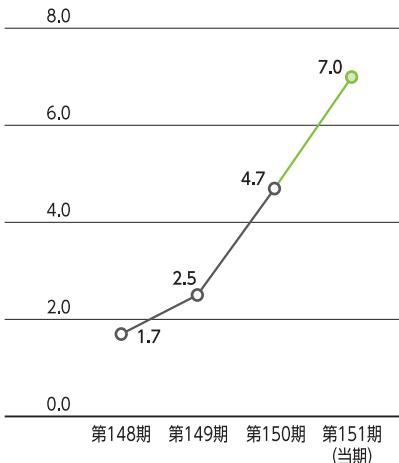
### 当期純利益、1株当たり当期純利益

単位：百万円 ■ 当期純利益 ○ 1株当たり当期純利益 単位：円



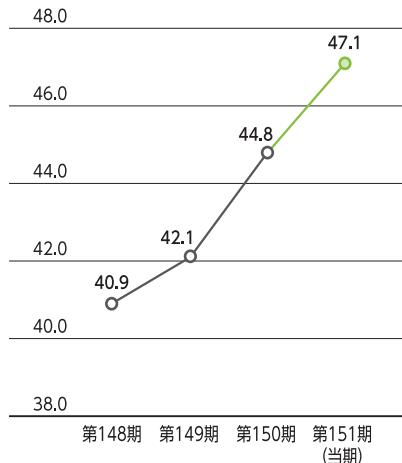
### ROA (総資産経常利益率)

単位：%



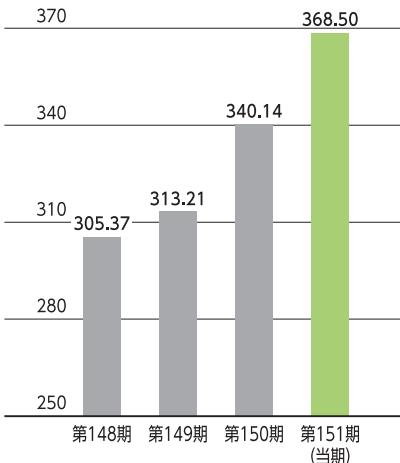
### 自己資本比率

単位：%



### 1株当たり純資産額

単位：円



(注) 各グラフ中の第148期の数値は、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の内容を反映させた数値を表示しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当する事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

(平成26年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
和歌山高炉セメント株式会社	450	66.7	高炉セメントの製造・販売
千代田エンジニアリング株式会社	304	91.7	電気設備工事および電気炉等の設置工事
スミセ海運株式会社	300	100.0	内航海運業
秋芳鉱業株式会社	250	100.0	石灰石の採掘・販売
栗本コンクリート工業株式会社	200	90.0	ヒューム管ならびにその他コンクリート製品の製造・販売
八戸セメント株式会社	100	80.0	各種セメントの製造・販売
北浦エスオーシー株式会社	90	100.0	生コンクリート・セメント・その他建材製品の販売
東京エスオーシー株式会社	60	100.0	生コンクリートの製造・販売
株式会社エステック	50	100.0	地盤改良工事およびコンクリート構造物補修工事
泉工業株式会社	40	100.0	碎石の販売、建材製品の製造・販売、建設発生土の中間処理および木質チップ等の製造・販売
タイヨウ汽船株式会社	20	100.0	内航海運業
スミセ建材株式会社	20	100.0	生コンクリート・セメント・その他建材製品の販売

(注) 1. 当社の出資比率については、間接保有分を含めて記載しております。

2. スミセ海運株式会社は、平成26年4月1日付をもって、タイヨウ汽船株式会社の船舶運航事業を承継し、エスオーシー物流株式会社に商号変更しました。

## (7) 主要な営業所および工場（平成26年3月31日現在）

### ① 当 社

(イ) 本 社 東京都千代田区

(ロ) 支 店

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店	北海道札幌市	大阪支店	大阪府大阪市
東北支店	宮城県仙台市	四国支店	香川県高松市
東京支店	東京都千代田区	広島支店	広島県広島市
北陸支店	石川県金沢市	福岡支店	福岡県福岡市
名古屋支店	愛知県名古屋市		

(ハ) セメント工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
栃木工場	栃木県佐野市	赤穂工場	兵庫県赤穂市
岐阜工場	岐阜県本巣市	高知工場	高知県須崎市

(ニ) 石灰石事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
山口事業所	山口県長門市	小倉事業所	福岡県北九州市

(ホ) 研究所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
新規技術研究所	千葉県船橋市	セメント・コンクリート研究所	千葉県船橋市

② 子会社

名 称	所 在 地
和歌山高炉セメント株式会社	和歌山県和歌山市
千代田エンジニアリング株式会社	東京都港区
スミセ海運株式会社	東京都千代田区
秋芳鋳業株式会社	山口県美祢市
栗本コンクリート工業株式会社	滋賀県愛荘町
八戸セメント株式会社	青森県八戸市
北浦エスオーシー株式会社	大阪府大阪市
東京エスオーシー株式会社	東京都港区
株式会社エステック	大阪府大阪市
泉工業株式会社	栃木県佐野市
タイヨウ汽船株式会社	大阪府大阪市
スミセ建材株式会社	東京都文京区

(8) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	対前期末増減
セメント事業	1,529名	+2名
鋳産品事業	227名	-1名
建材事業	263名	0名
光電子事業	175名	-6名
新材料事業	157名	-36名
その他事業	358名	+33名
全社（共通）	112名	-5名
合計	2,821名	-13名

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

② 当社の従業員の状態

従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
1,193名	-57名	40.7歳	17.4年

(注) 従業員数は、就業人員数であり、他社への出向者271名を含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (平成26年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	12,040
三井住友信託銀行株式会社	6,727
株式会社日本政策投資銀行	5,966
住友生命保険相互会社	4,880
日本生命保険相互会社	4,456

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成26年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,470,130,000株

(2) 発行済株式の総数 417,432,175株 (うち自己株式1,300,193株)

(注) 発行済株式の総数は、平成26年2月28日に自己株式を消却したため、前期に比べて10,000,000株減少しております。

(3) 株主数 37,532名

### (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	33,640	8.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	28,351	6.8
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	9,824	2.4
株式会社三井住友銀行	9,163	2.2
住友生命保険相互会社	8,520	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	8,333	2.0
住友商事株式会社	7,185	1.7
H A Y A T	5,874	1.4
MORGAN STANLEY & CO. LLC	5,129	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・住友重機械工業株式会社退職給付信託口)	5,128	1.2

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数 (1,300,193株) を除いた数に基づき、算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

平成26年2月20日開催の取締役会決議により消却した自己株式

- ① 消却した株式の種類 当社普通株式
- ② 消却した株式の数 10,000,000株
- ③ 消却した日 平成26年2月28日

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

(平成26年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
※取締役社長	関根 福一	
※取締役執行役員副社長	桂 知行	総務部、法務室、不動産事業室、 鉱産品事業部、船橋事務所各担当
取締役専務執行役員	中尾 正文	生産技術部、設備部、国際部、知的財産部、環境事 業部、セメント・コンクリート研究所各担当
取締役専務執行役員	藤末 亮	セメント営業管理部、物流部各担当
取締役常務執行役員	向井 克治	光電子事業部、新材料事業部、電池材料事業部、 新規技術研究所各担当
取締役常務執行役員	菅 雄志	人事部、企画部、管理部、資材部各担当
取 締 役	齊 田 國太郎	株式会社ニチレイ社外監査役 平和不動産株式会社社外取締役 キャノン株式会社社外取締役
監 査 役 (常 勤)	村 松 龍 司	
監 査 役 (常 勤)	青 井 勝 久	
監 査 役	友 澤 史 紀	
監 査 役	保 坂 庄 司	
監 査 役	鈴 木 和 男	日本精工株式会社社外取締役

- (注) 1. ※印表示は、代表取締役を示します。  
 2. 取締役のうち齊田國太郎氏は、社外取締役であります。  
 3. 監査役のうち友澤史紀、保坂庄司および鈴木和男の3氏は、社外監査役であります。  
 4. 取締役齊田國太郎氏は、弁護士であります。  
 5. 監査役村松龍司氏は、当社の経理・財務部門および内部監査部門における業務経験を有しており、保坂庄司氏は、公認内部監査人の資格を有しており、鈴木和男氏は、公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 取締役齊田國太郎氏、監査役友澤史紀氏、監査役保坂庄司氏および監査役鈴木和男氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 7. 平成25年6月27日開催の当社第150回定時株主総会終結の時をもって、取締役井ノ川尚氏は、任期満了により退任いたしました。  
 8. 取締役桂知行氏は、平成26年3月31日付をもって、辞任いたしました。

9. 平成26年4月1日時点の取締役および監査役の氏名等は、以下のとおりです。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職
※取締役社長	関根 福一	
※取締役専務執行役員	中尾 正文	生産技術部、設備部、国際部、知的財産部、環境事業部、セメント・コンクリート研究所各担当
※取締役専務執行役員	藤末 亮	総務部、セメント営業管理部、物流部各担当
取締役常務執行役員	向井 克治	光電子事業部、新材料事業部、新規技術研究所各担当
取締役常務執行役員	菅 雄志	法務室、人事部、企画部、管理部、資材部各担当
取 締 役	齊田 國太郎	株式会社ニチレイ社外監査役 平和不動産株式会社社外取締役 キヤノン株式会社社外取締役
監査役(常勤)	村松 龍司	
監査役(常勤)	青井 勝久	
監 査 役	友澤 史紀	
監 査 役	保坂 庄司	
監 査 役	鈴木 和男	日本精工株式会社社外取締役

[取締役を兼務しない執行役員の氏名等]

(平成26年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	山本 繁実	生産技術部担当、生産技術部長
執 行 役 員	藤原 康生	建材事業部、環境事業部各担当、環境事業部長
執 行 役 員	吉 富 功	電池材料事業部担当、電池材料事業部長
執 行 役 員	中川 藤外志	赤穂工場長
執 行 役 員	井上 慎一	高知工場長
執 行 役 員	大西 利彦	東京支店長
執 行 役 員	榊原 弘幸	セメント・コンクリート研究所担当、 セメント・コンクリート研究所長
執 行 役 員	小木 亮二	人事部担当、人事部長
執 行 役 員	野々村 智範	企画部、管理部各担当、企画部長兼管理部長
執 行 役 員	諸橋 央典	大阪支店長

(注) 平成26年4月1日時点の取締役を兼務しない執行役員の氏名等は、以下のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	山本 繁実	生産技術部、鉱産品事業部各担当、生産技術部長
常務執行役員	藤原 康生	建材事業部、環境事業部各担当、環境事業部長
常務執行役員	大西 利彦	不動産事業室、東京支店各担当、東京支店長
執行役員	吉 富 功	電池材料事業部担当、電池材料事業部長
執行役員	中川 藤外志	赤穂工場長
執行役員	井上 慎一	高知工場長
執行役員	榊原 弘幸	セメント・コンクリート研究所担当、 セメント・コンクリート研究所長
執行役員	小木 亮二	人事部、船橋事務所各担当、人事部長
執行役員	野々村 智範	企画部、管理部各担当、企画部長兼管理部長
執行役員	諸橋 央典	大阪支店長
執行役員	今井 俊雄	建材事業部担当、建材事業部長
執行役員	大嶋 信太郎	栃木工場長

## (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役7名 211百万円 (うち社外1名 9百万円)

監査役5名 50百万円 (うち社外3名 20百万円)

(注) 上記の支給額には、当社第150回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に支給した報酬等が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

① 取締役 齊田 國太郎

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

株式会社ニチレイ、平和不動産株式会社およびキャノン株式会社は、当社との間に特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

② 監査役 友澤 史紀

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席、監査役会13回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

(ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

③ 監査役 保坂 庄司

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席、監査役会13回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

(ロ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

④ 監査役 鈴木 和男

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

日本精工株式会社は、当社との間に特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席、監査役会13回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬              | 73百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 73百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合等その必要があると判断したときは、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

## 5. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」整備の基本方針について、以下のとおり取締役会において決議しております。また、その有効性を適宜検証し、内部統制システムの向上および改善に努めてまいります。

### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社グループの全ての役員（執行役員制度に基づく執行役員を含む。また、嘱託、派遣社員を含む。）に対し、コンプライアンスの意識高揚、浸透、定着を図るため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、その役割と責任を明確にするため、コンプライアンス委員会規程を制定する。
- (ロ) コンプライアンス委員会は、毎年度ごとにコンプライアンスに関する活動の計画を策定し、その進捗を管理する。
- (ハ) コンプライアンスの状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をコンプライアンス委員会に報告する。コンプライアンス委員会は、監査結果について、必要に応じ適切な措置を講じるとともに、監査結果等を取締役会および監査役に報告する。
- (ニ) 当社グループの企業活動にかかわるコンプライアンスに関して、当社グループ社員（嘱託、派遣社員を含む。）から通報を受け、その是正のための措置を行うことを目的とした通報制度（コンプライアンスホットライン制度）を設ける。なお、通報窓口は、社内においては内部監査室、社外においては弁護士をこれにあてる。また、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な扱いを行わない。
- (ホ) 当社グループの業務活動および諸制度に関し、内部監査を行うことを目的として内部監査室を設置する。
- (ヘ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い、一切の関係を遮断するための体制を整備する。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (イ) 法令および文書規程、情報管理基本規程、情報セキュリティ基本規程等の社内規程に基づき文書等の保存および管理を行う。
- (ロ) 当社の意思決定に係る書類である伺書については、検索が容易なデータベースに登録することにより管理するとともに、当該データベースについては、監査役の閲覧に供するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 当社グループのリスクの把握、評価および対応を図るため、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その役割と責任を明確にするため、リスク管理委員会規程を制定する。
- (ロ) リスク管理委員会は、毎年度ごとにリスク管理に関する活動の計画を策定し、その進捗を管理する。
- (ハ) リスク管理の状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をリスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、監査結果について、必要に応じ適切な措置を講じるとともに、監査結果等を取締役会および監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社を取り巻く環境の変化に適切かつ効率的に対応するため、中期経営計画を策定し、達成すべき目標とそれを実現するためのアクションプランを明確にし、これに取り組む。
- (ロ) 経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図るため、執行役員制度を導入する。
- (ハ) 取締役会規程、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図る。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (イ) コンプライアンスおよびリスク管理については、それぞれコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会の活動対象を当社グループ全体とする。また、内部監査室による内部監査の対象も当社グループ全体とする。
- (ロ) コンプライアンスホットライン制度については、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。
- (ハ) 子会社を管理する担当部署を置くとともに、子会社の自主責任を前提とした経営と当社グループ会社における協力の推進を基本理念に、当社グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、関係会社管理規程を制定する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (イ) 監査役を補助すべき使用人として、監査役業務補助員を設置する。
  - (ロ) 監査役業務補助員は、内部監査を行う内部監査室員と兼務とするが、監査役業務補助員の人事異動および人事考課に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
  
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (イ) 会議体の議事結果やコンプライアンスおよびリスク管理に関する監査の結果等の定例的な事項については、監査役に対し定期的に報告するとともに、会社に著しい損害を与える事態が発生し、もしくはそのおそれのあることを知ったとき、職務遂行に関する不正な行為もしくは法令定款に違反する重大な事実があったときまたは当局から行政処分を受けたときは、速やかにその事実を監査役に報告する。
  - (ロ) 内部監査室は、内部監査の結果を監査役に報告する。
  
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (イ) 原則として2ヶ月に1回、社長と監査役との懇談会を開催し、社長は、監査役に業務執行の状況を報告するとともに、会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図る。
  - (ロ) 当社の意思決定に係る書類である伺書のデータベースを監査役の閲覧に供するとともに、取締役会のほかにも業務執行の状況を把握するために必要な会議への監査役の出席を認めるものとする。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様全体のご意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

### ② 基本方針の実現に資する取組み

「私たちは、地球環境に配慮し、たゆまない技術開発と多様な事業活動を通じて、豊かな社会の維持・発展に貢献する企業グループを目指します。」という企業理念のもと、当社は、「セメント事業」および関連する「鉱産品事業」・「建材事業」を通じて、社会資本整備や重厚産業に不可欠な基礎資材を提供しています。また、独自技術の開発や外部技術の導入によって、「光電子事業」・「新材料事業」等を展開し、先端技術分野向けの部材や各種材料の供給を行っております。そして、これら5つの事業を効率的に運営することにより、経営の安定化と着実な成長を実現し、社会への貢献と株主の皆様の期待に応えてまいりました。

また、これら5つの事業に加え、現在、当社が事業拡大のため、もっとも注力している新たな事業の一つが「二次電池材料事業」です。

「光電子事業」・「新材料事業」・「二次電池材料事業」の手がける分野は、市場ニーズの変化や、競争が激しいものの、今後とも市場の拡大が期待できる分野です。今後は、当社独自の技術力に加え、他社・各種研究機関との提携、共同研究を通じて、より早く、より低コストで、より付加価値の高い製品を開発・供給することで、事業の拡大に努めるとともに、当社が長年培ってきた有形・無形の経営資源を活用し、企業価値を高めてまいります。また、株主の皆様、地域社会、取引先、従業員その他ステークホルダーとの信頼関係を維持するとともに、各ステークホルダーの信頼にこたえるべく努力してまいります。

また、当社は、「監査役設置会社」の形態を採用し、業務に精通した取締役と経営に対する監督機能の強化を図るために選任された独立役員である社外取締役からなる取締役会における審議等を通じて的確な判断を行い、業務の効率化に努めるとともに、監査役の監査機能の充実を図っております。

さらに、経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に基づき、平成20年6月27日開催の当社第145回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入し、その後、平成23年5月13日に開催された当社取締役会において、旧プランの内容を一部改定した上で更新すること（以下改定後のプランを「本プラン」といいます。）を決定し、平成23年6月29日開催の第148回定時株主総会において、承認されました。

本プランの概要については、以下のとおりであります。

(イ) 本プランの対象となる当社株式の買付け

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者等」といいます。）とします。

(ロ) 特別委員会の設置

当社取締役会は、大規模買付ルールに則った手続きの進行ならびに当社の株主の皆様の利益および当社の企業価値を守るために適切と考える方策を取る場合におけるその判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会から独立した機関として特別委員会を設置します。

## (ハ) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

### 1) 大規模買付者等による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者等が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約および大規模買付者の名称等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

### 2) 大規模買付者等による必要情報の提供

当社は、意向表明書受領後、大規模買付者等から当社取締役会に対して、株主の皆様のご判断および取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者等に交付し、大規模買付者等には、本大規模買付情報のリストに従い、本大規模買付情報を当社取締役会に提出していただきます。

### 3) 取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者等が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定します。

## (二) 大規模買付行為が為された場合の対応方針

### 1) 大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

但し、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとることがあります。

### 2) 大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合で、かつ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために必要であるときには、当社取締役会は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することとします。

### 3) 対抗措置の発動の手続

対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、まず当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非を判断するにあたり、特別委員会の勧告を最大限尊重します。

### 4) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、対抗措置の発動勧告について、特別委員会が対抗措置の発動に関してあらかじめ株主の皆様のご意思を確認すべき旨の留保を付した場合であって、当社取締役会が、適切と判断する場合には、実務上可能な限りすみやかに株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従います。

### (ホ) 本プランの有効期間

本プランの有効期間につきましては、平成23年6月29日開催の当社第148回定時株主総会の終結時から平成26年6月開催予定の第151回定時株主総会の終結時までとします。

## ④ 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、次の理由から上記③の取組みが基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

### 1) 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則をすべて充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有するものと考えております。さらに、本プランは、株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

## 2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成23年6月29日開催の当社第148回定時株主総会での承認により発効しており、株主の皆様のご意思が反映されております。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランに定める対抗措置の発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

さらに、本プラン更新後、有効期間満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意思が反映されます。

## 3) 当社取締役の任期が1年とされていること

当社は、取締役の任期を1年としており、経営陣の株主の皆様に対する責任をより明確なものとしております。また、本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の皆様のご意思を反映させることも可能となっております。

## 4) 特別委員会の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外取締役および社外有識者で構成される特別委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

## 5) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

## 6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等の大規模買付者等が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

---

本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成23年5月13日付「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新について」をご覧ください。

（参考URL [http://www.soc.co.jp/wp-content/uploads/2013/09/20110513\\_News\\_Release.pdf](http://www.soc.co.jp/wp-content/uploads/2013/09/20110513_News_Release.pdf)）

---

（注）本事業報告に記載しております数値は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

単位：百万円

科目	当期	前期 (ご参考)
	平成26年3月31日現在	平成25年3月31日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>101,425</b>	<b>95,515</b>
現金及び預金	32,081	25,225
受取手形及び売掛金	47,038	47,697
有価証券	—	0
商品及び製品	6,215	6,540
仕掛品	1,477	1,990
原材料及び貯蔵品	10,014	9,533
繰延税金資産	1,801	2,267
短期貸付金	437	567
その他の流動資産	2,574	1,954
貸倒引当金	△ 216	△ 261
<b>固定資産</b>	<b>223,902</b>	<b>220,219</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>159,806</b>	<b>159,809</b>
建物及び構築物	51,933	53,240
機械装置及び運搬具	49,815	46,393
土地	38,845	38,914
建設仮勘定	3,671	5,888
その他の有形固定資産	15,540	15,372
<b>無形固定資産</b>	<b>3,056</b>	<b>3,413</b>
のれん	206	357
その他の無形固定資産	2,849	3,055
<b>投資その他の資産</b>	<b>61,039</b>	<b>56,997</b>
投資有価証券	51,933	48,925
長期貸付金	2,618	1,714
繰延税金資産	787	788
退職給付に係る資産	230	—
その他の投資	6,209	6,329
貸倒引当金	△ 739	△ 760
<b>資産合計</b>	<b>325,328</b>	<b>315,734</b>

科目	当期	前期 (ご参考)
	平成26年3月31日現在	平成25年3月31日現在
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>99,362</b>	<b>90,373</b>
支払手形及び買掛金	27,790	27,245
短期借入金	32,764	34,086
1年内返済予定の長期借入金	15,939	11,290
1年内償還予定の社債	5,000	—
未払法人税等	5,805	4,320
賞与引当金	2,192	2,091
その他の流動負債	9,870	11,340
<b>固定負債</b>	<b>71,144</b>	<b>82,384</b>
社債	10,000	15,000
長期借入金	34,443	42,433
繰延税金負債	13,760	13,013
退職給付引当金	—	1,299
役員退職慰労引当金	212	221
退職給付に係る負債	2,277	—
資産除去債務	707	642
その他の固定負債	9,742	9,773
<b>負債合計</b>	<b>170,507</b>	<b>172,758</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>131,529</b>	<b>121,368</b>
資本金	41,654	41,654
資本剰余金	29,282	31,084
利益剰余金	60,829	50,620
自己株式	△ 236	△ 1,989
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>21,816</b>	<b>20,220</b>
その他有価証券評価差額金	22,117	20,125
為替換算調整勘定	409	95
退職給付に係る調整累計額	△ 710	—
<b>少数株主持分</b>	<b>1,475</b>	<b>1,387</b>
<b>純資産合計</b>	<b>154,821</b>	<b>142,976</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>325,328</b>	<b>315,734</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示してある。

## 連結損益計算書

単位：百万円

科目	当期	前期 (ご参考)
	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
売上高	235,078	219,083
売上原価	177,606	170,042
売上総利益	57,471	49,041
販売費及び一般管理費	35,966	35,082
営業利益	21,504	13,959
営業外収益	3,154	3,183
受取利息及び配当金	1,676	1,190
受取営業補償金	—	326
為替差益	597	728
持分法による投資利益	199	122
その他の営業外収益	681	815
営業外費用	2,259	2,530
支払利息	1,351	1,647
その他の営業外費用	907	883
経常利益	22,400	14,612
特別利益	74	136
固定資産売却益	56	132
投資有価証券売却益	18	4
特別損失	855	1,795
固定資産除却損	632	613
固定資産売却損	7	38
投資有価証券評価損	1	16
減損損失	213	517
事業再構築損	—	541
その他の特別損失	—	68
税金等調整前当期純利益	21,619	12,953
法人税、住民税及び事業税	7,703	5,468
法人税等調整額	493	△ 2
少数株主損益調整前当期純利益	13,423	7,488
少数株主利益	92	27
当期純利益	13,331	7,460

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示してある。

## 連結株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

単位：百万円

科目	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	41,654	31,084	50,620	△ 1,989		121,368
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	△ 3,121	—		△ 3,121
当期純利益	—	—	13,331	—		13,331
自己株式の取得	—	—	—	△ 50		△ 50
自己株式の処分	—	0	—	0		1
自己株式の消却	—	△ 1,802	—	1,802		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	△ 1,802	10,209	1,753		10,160
当期末残高	41,654	29,282	60,829	△ 236		131,529

科目	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	20,125	95	—	20,220	1,387	142,976
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 3,121
当期純利益	—	—	—	—	—	13,331
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 50
自己株式の処分	—	—	—	—	—	1
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,992	313	△ 710	1,595	88	1,683
当期変動額合計	1,992	313	△ 710	1,595	88	11,844
当期末残高	22,117	409	△ 710	21,816	1,475	154,821

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示してある。

単位：百万円

科目	当期	前期
	平成26年3月31日現在	(ご参考) 平成25年3月31日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>73,122</b>	<b>68,290</b>
現金及び預金	25,427	18,004
受取手形	4,267	4,079
売掛金	22,796	24,274
有価証券	—	0
商品及び製品	5,015	5,227
仕掛品	—	0
原材料及び貯蔵品	7,664	7,489
前払費用	109	77
繰延税金資産	1,248	1,769
短期貸付金	6,497	7,071
その他の流動資産	1,002	959
貸倒引当金	△ 906	△ 663
<b>固定資産</b>	<b>205,945</b>	<b>203,846</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>133,622</b>	<b>134,881</b>
建物	20,085	20,888
構築物	21,881	22,441
機械及び装置	37,695	35,767
車両運搬具	15	4
工具、器具及び備品	670	626
原料地	14,191	13,940
土地	35,522	35,546
リース資産	216	251
建設仮勘定	3,342	5,414
<b>無形固定資産</b>	<b>1,929</b>	<b>2,151</b>
借地権	48	48
鉱業権	631	634
ソフトウェア	490	612
その他の無形固定資産	758	855
<b>投資その他の資産</b>	<b>70,393</b>	<b>66,813</b>
投資有価証券	49,025	46,026
関係会社株式	11,522	11,422
関係会社出資金	838	1,530
長期貸付金	5,875	4,814
長期前払費用	1,487	1,366
その他の投資	1,792	1,793
貸倒引当金	△ 148	△ 141
<b>資産合計</b>	<b>279,067</b>	<b>272,136</b>

科目	当期	前期
	平成26年3月31日現在	(ご参考) 平成25年3月31日現在
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>79,672</b>	<b>68,870</b>
支払手形	496	481
買掛金	14,698	14,103
短期借入金	30,085	29,975
1年内返済予定の長期借入金	14,641	9,453
1年内償還予定の社債	5,000	—
未払金	7,816	8,040
未払費用	505	598
未払法人税等	4,726	3,651
預り金	63	10
賞与引当金	1,377	1,349
その他の流動負債	260	1,206
<b>固定負債</b>	<b>62,713</b>	<b>75,808</b>
社債	10,000	15,000
長期借入金	30,025	39,167
繰延税金負債	13,510	12,411
長期預り金	6,690	6,592
退職給付引当金	201	327
資産除去債務	220	232
その他の固定負債	2,065	2,076
<b>負債合計</b>	<b>142,386</b>	<b>144,678</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>114,525</b>	<b>107,288</b>
<b>資本金</b>	<b>41,654</b>	<b>41,654</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>29,238</b>	<b>31,040</b>
資本準備金	10,413	10,413
その他資本剰余金	18,824	20,626
<b>利益剰余金</b>	<b>43,870</b>	<b>36,584</b>
その他利益剰余金	43,870	36,584
固定資産圧縮積立金	2,382	2,488
特別償却準備金	5	6
別途積立金	25,097	25,097
繰越利益剰余金	16,385	8,992
<b>自己株式</b>	<b>△ 236</b>	<b>△ 1,989</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>22,155</b>	<b>20,169</b>
その他有価証券評価差額金	22,155	20,169
<b>純資産合計</b>	<b>136,681</b>	<b>127,458</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>279,067</b>	<b>272,136</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示してある。

# 損益計算書

単位：百万円

科目	当期	前期 (ご参考)
	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
売上高	150,320	140,034
売上原価	106,368	102,278
売上総利益	43,952	37,755
販売費及び一般管理費	25,872	25,271
営業利益	18,080	12,483
営業外収益	2,661	2,550
受取利息及び配当金	1,792	1,286
受取営業補償金	—	291
その他の営業外収益	869	973
営業外費用	2,154	2,285
支払利息	1,195	1,484
その他の営業外費用	959	801
経常利益	18,587	12,748
特別利益	22	108
固定資産売却益	4	106
投資有価証券売却益	18	2
特別損失	1,456	1,537
固定資産除却損	591	613
固定資産売却損	6	36
投資有価証券評価損	1	6
関係会社出資金評価損	691	—
減損損失	165	286
事業再構築損	—	541
その他の特別損失	—	54
税引前当期純利益	17,153	11,320
法人税、住民税及び事業税	6,244	4,475
法人税等調整額	502	△ 184
当期純利益	10,407	7,028

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示してある。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 株主資本等変動計算書 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

単位：百万円

科目	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				利益剰余金合計
				固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
<b>当期首残高</b>	<b>41,654</b>	<b>10,413</b>	<b>20,626</b>	<b>31,040</b>	<b>2,488</b>	<b>6</b>	<b>25,097</b>	<b>8,992</b>	<b>36,584</b>
<b>当期変動額</b>									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△3,121	△3,121
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△ 105	—	—	105	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	△ 1	—	1	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	10,407	10,407
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0	—	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	△1,802	△1,802	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>当期変動額合計</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>△1,802</b>	<b>△1,802</b>	<b>△ 105</b>	<b>△ 1</b>	<b>—</b>	<b>7,392</b>	<b>7,285</b>
<b>当期末残高</b>	<b>41,654</b>	<b>10,413</b>	<b>18,824</b>	<b>29,238</b>	<b>2,382</b>	<b>5</b>	<b>25,097</b>	<b>16,385</b>	<b>43,870</b>

科目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
<b>当期首残高</b>	<b>△1,989</b>	<b>107,288</b>	<b>20,169</b>	<b>20,169</b>	<b>127,458</b>
<b>当期変動額</b>					
剰余金の配当	—	△3,121	—	—	△3,121
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—
当期純利益	—	10,407	—	—	10,407
自己株式の取得	△ 50	△ 50	—	—	△ 50
自己株式の処分	0	1	—	—	1
自己株式の消却	1,802	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	1,986	1,986	1,986
<b>当期変動額合計</b>	<b>1,753</b>	<b>7,236</b>	<b>1,986</b>	<b>1,986</b>	<b>9,223</b>
<b>当期末残高</b>	<b>△ 236</b>	<b>114,525</b>	<b>22,155</b>	<b>22,155</b>	<b>136,681</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示してある。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

住友大阪セメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子秀嗣	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮沢琢	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉川高史	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友大阪セメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友大阪セメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

住友大阪セメント株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子秀嗣	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮沢琢	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉川高史	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友大阪セメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月9日

住友大阪セメント株式会社 監査役会

監査役(常勤) 村 松 龍 司 ㊟

監査役(常勤) 青 井 勝 久 ㊟

社外監査役 友 澤 史 紀 ㊟

社外監査役 保 坂 庄 司 ㊟

社外監査役 鈴 木 和 男 ㊟

以 上

[× 毛 欄]

A series of horizontal dashed lines for writing.

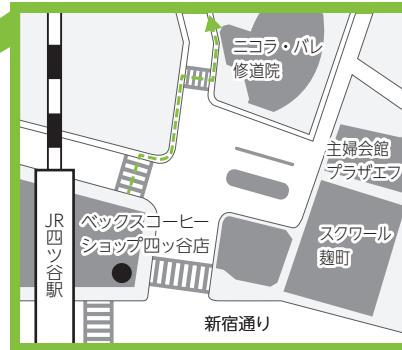




# 会場ご案内図



当社本社



## 交通

- **地下鉄** 丸の内線四ツ谷駅（出口1）より徒歩約5分  
南北線四ツ谷駅（出口3）より徒歩約4分  
有楽町線・南北線市ヶ谷駅（出口3）より徒歩約7分  
都営新宿線市ヶ谷駅（出口3）より徒歩約7分

- **JR** 四ツ谷駅（麹町口）より徒歩約3分  
市ヶ谷駅より徒歩約7分

## 住友大阪セメント株式会社

〒102-8465 東京都千代田区六番町6番地28  
Tel. 03(5211)4500(代表)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを  
使用しています。